

第7次豊根村総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル審査要領

1. 審査方法

村が設置する「第7次豊根村総合計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションに基づき、別紙「審査基準」に従って総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者（受託候補者）として選定する。

2. 審査の段階

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等の内容が、実施要領及び仕様書の要求事項を満たしているか、また、審査基準に照らして一定水準以上であるかを審査し、プレゼンテーション審査の対象者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査通過者を対象に、企画提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

① 日時及び場所：別途通知する。

② 説明時間：1事業者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定。

3. 評価及び選定

(1) 選定委員は、別紙「審査基準」に基づき、各審査項目について評価・採点する。

(2) 各委員の合計点を集計し、全委員の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。ただし、合計点が選定委員会の定める基準点に満たない場合は、選定しないことがある。

(3) 審査結果は、全ての提案者に対し文書で通知する。なお、審査内容に関する問い合わせや異議申し立てには一切応じない。

(別紙) 第7次豊根村総合計画策定業務プロポーザル審査基準

審査項目	細項目	審査のポイント	配点
(1) 計画コンセプトの理解と戦略的展開力	村の現状・課題・価値の的確な把握	仕様書に示された人口構造、産業構造等の深刻な課題と、その中に存在する潜在的な価値（昼夜間人口差、豊かな自然等）を深く理解しているか。	30
	コンセプトの具体化手法	「私たちの『あたりまえ』が、誰かの『特別な価値』になる。」というコンセプトを、単なるスローガンではなく、具体的な調査、分析、計画策定のプロセスに落とし込む独自性と説得力のある手法が提案されているか。	
	会社の特徴や強みを活かした企画力	会社の独自性を活かした企画提案があり、かつそれらの具体的な成果がイメージ可能であり、本村にとって有益であるか。	
(2) 業務遂行の専門性と実効性	業務遂行に伴う明瞭なスケジュールの提案	実行性のあるスケジュールにより委託者と受託者の役割分担が明確で、業務の流れを具体的にイメージできるか。	30
	多様な主体との協働を促す住民参画手法	対面を主軸としつつ、若者、事業者、関係人口など多様な主体が参加しやすい創造的な手法が提案されているか。単なる意見聴取に終わらない、協働を生み出すプロセスの設計力があるか。	
	職員の計画理解と実践を促す手法	計画の実行役である村職員が、計画内容を「自分ごと」として深く理解し、日々の業務で実践・活用できるような仕組み、計画書面の構成、デザイン、表現（図表の活用等）に関する具体的かつ効果的な提案がなされているか。	

(3) 業務執行体制及び実績	業務執行体制の信頼性	管理技術者及び担当者の専門性、特に小規模自治体における同種業務の実績は十分か。村との緊密な連携を可能とする体制が構築されているか。	20
	人口 3,000 人以下での実績	令和 2 年度以降に、人口 3,000 人以下の自治体における総合計画策定支援の実績を有し、その成果が確認できるか。	
(4) プレゼンテーション	説明の明瞭性と質疑応答の的確性	提案内容を論理的かつ分かりやすく説明できるか。審査員の質問の意図を正確に理解し、的確に回答できるか。	10
(5) 見積価格の妥当性	提案内容と価格のバランス	提案された業務内容の質及び量に対して、見積価格は妥当な範囲内であるか。	10
合計			100